

令和5年度愛知県相談支援従事者現任研修実施要領

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

愛知県

3 募集人数

360名

※定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、定員を削減します。

4 受講要件

○現に相談支援業務に従事している者

- ① ◎平成30年度から令和2年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者【初回更新者】又は、令和2年度までに現任研修を修了した者（更新切れになっている者を除く。）【2回目以降更新者】のうち、以下のすべてに該当する者。
- ・平成18年10月1日から令和5年5月31日までに、指定相談支援事業所等に2年以上勤務見込の者
 - ・演習に際し使用する個別事例（※注1）として、自らが担当しケアマネジメントを行った障害児者の個別ケースについて、事例の概要（A4・1枚程度）、相談受付票、アセスメント票、申請者の現状、サービス等利用計画表、週間サービス計画表を提出可能な者
 - ・市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者

○現在、相談支援業務に従事していない者

- ② ◎平成30年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者【初回更新者】又は、令和2年度までに現任研修を修了した者（更新切れになっている者を除く。）【2回目以降更新者】のうち、以下のすべてに該当する者。
- ・平成18年10月1日以降、指定相談支援事業所等に2年以上勤務した経験がある者
 - ・演習に際し使用する個別事例（詳細は上記に準じる）を提出可能な者
 - ・市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る臨時的な取扱いとして、令和5年2月10日付けで資格延長証明書の交付を受けた者

- ③ ・演習に際し使用する個別事例（詳細は上記に準じる）を提出可能な者

【※注1：個別事例とは】⇒次のすべての条件を満たすことが必要です。

- 匿名化
- 複数のサービスを利用する事例であること（フォーマル・インフォーマルを含む）
- 受講者自身が訪問し、アセスメントする事例であること
- 受講者自身がサービス等利用計画を作成する事例であること
- 既に終結している事例ではないこと

※研修効果を高めるために、現任研修の獲得目標を踏まえた事例が望ましい。（オンライン配信する合同講義の「ガイダンス」の中で説明。）

【参考：指定相談支援事業所等とは】⇒次のいずれかをいいます。

- ・指定相談支援事業所（特定、一般、障害児）
- ・指定重度障害者等包括支援事業所
- ・基幹相談支援センター
- ・市町村（但し、相談支援業務を行う障害福祉担当部署に限る。）
- ・障害者就業・生活支援センター（※）
- ・発達障害者支援センター（※）
- ・高次脳機能障害支援普及事業者（※）
- ・障害児等療育支援事業者（※）

（※）は、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき実施されるものをいう。

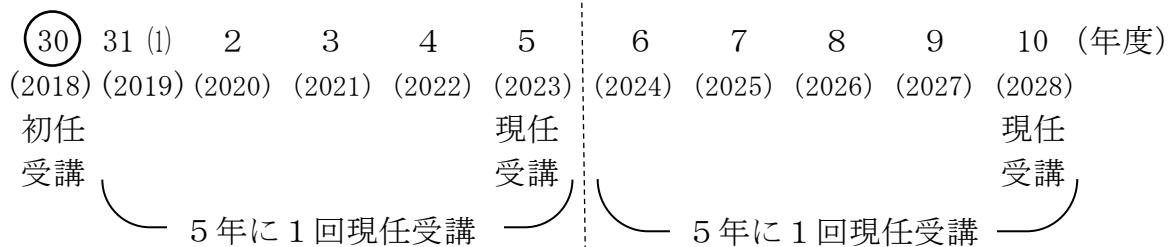
5 注意事項

- (1) 相談支援専門員の資格は、更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。
- なお、現任研修は厚生労働省告示にあるように、相談支援業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であるため、愛知県では現任研修を受講するために、一定の実務経験（指定相談支援事業所等での勤務経験）を要件としていますので、御留意ください。（令和元年9月10日の厚生労働省告示改正により、次回以降の現任研修受講の際には過去5年間に一定の実務要件が必要となりますので、御承知ください。）

＜相談支援従事者（相談支援専門員）の5年ごとの更新について＞

初任者研修の修了年度の翌年度から数えて5年の間に1回、現任研修を受講すれば資格は失いません。（初任者研修の修了年度を起点として考えます。）

例えば、平成30年度に初任者研修を修了した者は、その翌年度の平成31年（令和元年）度から数えて令和5年度までの間に1回現任研修を受講すると、次回の現任研修は、令和6年度から令和10年度までの間に1回受講すれば良いことになる。



※ 上記例で、令和5年度に現任研修を受けると、次回は令和10年度までに現任研修を受講すれば良いことになる。

- (2) 平成30年度に初任者研修を修了した方については、令和5年度中に現任研修（現任研修の受講要件を満たしていない方は初任者研修）を受講しないと令和5年度末で相談支援従事者（相談支援専門員）の資格を失効しますので御注意ください。
- ただし、現任研修受講にあたっては、指定相談支援事業所等に令和5年5月31日までに2年以上勤務見込がない場合は、受講できません。

資格を失効した方は、再度初任者研修（7日間）を受講することになります。

※更新期限については、別紙「現任研修の受講期限について」を参考に、各自で確認してください。

6 研修日程

現 任 研 修		
区分	開催日	開催場所
合同講義	6月中旬～オンデマンド配信 (3週間程度配信) (予定)	オンデマンド配信
演習	A日程	7月20日(木) 8月22日(火) 9月20日(水)
	B日程	7月21日(金) 8月23日(水) 9月21日(木)
		名古屋市公会堂 4階ホール (名古屋市昭和区鶴舞1-1-3)

※インターバル（研修日と研修日の間）における地域での実習が行われます。

実習内容は、以下のとおりです。

インターバル	内 容
演習1日目と2日目 (7月20日-8月22日) (7月21日-8月23日)	持参した個別事例について、演習1日目にインターバル期間に取り組む課題を整理するので、その課題の内容について、基幹相談支援センター等にて助言を受ける機会に参加する。
演習2日目と3日目 (8月22日-9月20日) (8月23日-9月21日)	演習2日目にインターバル期間に取り組む課題(①相談支援体制、②自立支援協議会の状況等)を整理するので、その課題の内容について、基幹相談支援センター等で説明を受ける又は協議会や部会に参加する。

※演習の日程については、会場の定員の都合により、受講生の割り振りを当課で行います。御希望に添えない場合がありますので、御承知ください。

※日程及び開催場所は、会場の都合等により変更する場合もあるため、受講決定通知に記載の日程及び場所を必ず確認してください。

7 申込方法等

(1) 提出書類

＜事業所＞

「受講者推薦及び申込書」(別紙1)

※必ず法人（事業所）の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。

＜市町村＞

- ・事業所が提出した「受講者推薦及び申込書」(別紙1)
- ・「相談支援従事者研修受講者推薦書（市町村⇒県あて提出用）」(別紙2)

(2) 申し込み先

＜事業所＞

事業所の所在する市町村役場

<市町村>

愛知県福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ

(3) 申し込み期限

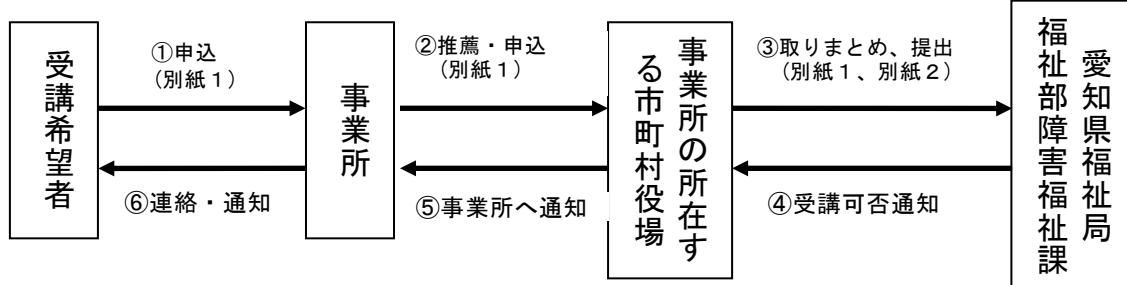
<事業所から市町村役場への提出期限>

申し込み先市町村が設定した期限

<市町村から愛知県障害福祉課への提出期限>

令和5年4月26日（水）必着【厳守】

(4) 申込等の流れ図



8 受講決定

- 別紙1「受講者推薦及び申込書」の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から市町村あてに、令和5年5月下旬（予定）に通知します。
- 応募者が多数の場合は、市町村間の人口バランス、相談支援体制の整備状況、今後の必要性などを考慮のうえ、市町村と調整し、受講者を選考・決定します。

9 修了要件

- (1) 課題の提出及び全日程出席が研修修了の条件です。(合同講義については、オンライン配信による動画をすべて視聴の上、指定する期日までにレポートを提出し、所定の成績を収めること。)
また、遅刻・中抜け・早退は認めません。(その場合、以後の受講継続は出来ません。)
- (2) 受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。
- (3) 予め指定した日時までに個別事例を持参しない場合のほか、受講決定時及び研修受講時に指示する課題を各提出期限までに提出しない場合、受講者御自身で課題に取り組んでいない場合は、研修日程途中であっても受講決定を取り消します。(受講継続は出来ません。)

10 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は修了要件を満たす者に対して修了証書番号、修了年月日、氏名等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。
また、推薦市町村に対して研修修了者名簿を送付する。

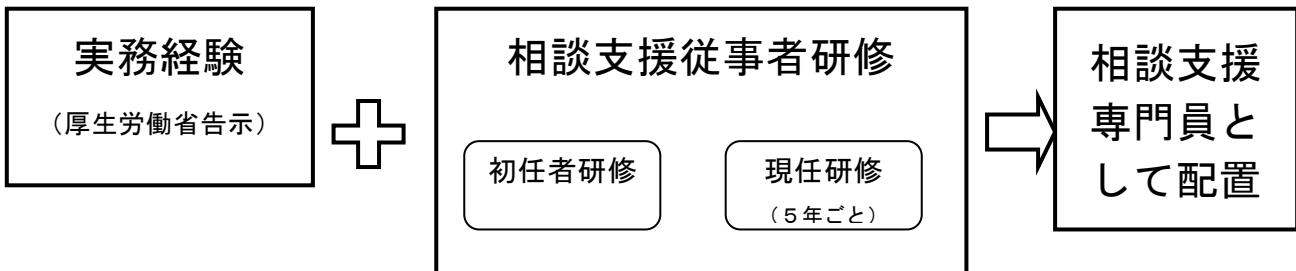
11 新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて

国の通知等に従うこととします。なお、感染症の拡大状況によっては、開催規模等を縮小する場合があります。

12 その他

(1) 研修の受講要件（実務要件等）と相談支援事業所の指定要件は、必ずしも一致していません。相談支援事業所の指定にあたり、相談支援従事者の実務要件について疑義がある場合は、市町村担当課又は県障害福祉課事業所指定グループ（052-954-6317）に必ず御確認ください。

（参考）相談支援専門員の要件



- (2) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）と相談支援専門員の兼務はできません。
(3) 受講料は無料です。